

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準(平成29年つくばみらい市告示第36号)

新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(土地の区域の適用時期)</u></p> <p>第9条 <u>条例第4条第1項第7号で規定する土地の区域は、同条第4項又は第6条第2項で指定された区域のうち次の各号に掲げる区域ごとの指定の効力が生じるときから適用したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の災害危険区域は、同条例第46条の4第1項第2号の規定に基づき、出水による危険の著しい区域を指定し、同項第3号の規定により告示したとき。</u></p> <p>(2) <u>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域は、同条同項に基づき、その区域を指定し、同条第3項により告示したとき。</u></p> <p>(3) <u>急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、その区域を指定し、同条第3項により公示したとき。</u></p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域は、同条同項に基づき、その区域を指定し、同条第5項により公示したとき。</u></p> <p>(5) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深その他市長が定める事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第2条第1項の雨水</u></p>	<p>(新設)</p>

出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域については、同法第14条第1項に基づき、その区域を指定し、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定による告示したとき。

(土地の区域に関する図面の保管及び閲覧)

第10条 (略)

(申請に係る土地の要件)

第11条 (略)

(予定建築物の用途)

第12条 (略)

(事務所及び作業所の要件)

第13条 (略)

(条例第5条各号に掲げる建築物の高さ)

第14条 (略)

(指定の見直しの要件)

第15条 (略)

(土地利用計画等の要件)

第16条 (略)

(区域区分等の変更が生じた場合の取扱い基準)

第17条 (略)

(条例第6条第1項第2号の「既存集落」の要件等)

第18条 (略)

(土地の区域に関する図面の保管及び閲覧)

第9条 (略)

(申請に係る土地の要件)

第10条 (略)

(予定建築物の用途)

第11条 (略)

(事務所及び作業所の要件)

第12条 (略)

(条例第5条各号に掲げる建築物の高さ)

第13条 (略)

(指定の見直しの要件)

第14条 (略)

(土地利用計画等の要件)

第15条 (略)

(区域区分等の変更が生じた場合の取扱い基準)

第16条 (略)

(条例第6条第1項第2号の「既存集落」の要件等)

第17条 (略)

(条例第6条第1項第2号の「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」)

第19条 (略)

(条例第6条第1項第2号の「自己用住宅」を必要とすることを証明するための開発行為の申請書添付書類)

第20条 (略)

(規則第9条第2項第1号の「取得することが確実であると認められる者」の要件)

第21条 (略)

(規則第9条第2項第1号の「線引日前に土地を所有」)

第22条 (略)

(規則第9条第2項第1号に規定する線引日前に土地を所有していた親族から当該線引日後に相続、贈与又は売買により取得した土地(取得することが確実であると認められる土地))

第23条 (略)

(規則第9条第2項第1号において予定地とすることができる土地)

第24条 (略)

(規則第9条第2項第2号アの「町若しくは大字の区域」)

第25条 (略)

(規則第9条第2項第2号イの「相当期間居住していた者」)

第26条 (略)

(規則第9条第3項第1号の「勤務地に通勤が可能な区域」)

第27条 (略)

(条例第6条第1項第2号の「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」)

第18条 (略)

(条例第6条第1項第2号の「自己用住宅」を必要とすることを証明するための開発行為の申請書添付書類)

第19条 (略)

(規則第9条第2項第1号の「取得することが確実であると認められる者」の要件)

第20条 (略)

(規則第9条第2項第1号の「線引日前に土地を所有」)

第21条 (略)

(規則第9条第2項第1号に規定する線引日前に土地を所有していた親族から当該線引日後に相続、贈与又は売買により取得した土地(取得することが確実であると認められる土地))

第22条 (略)

(規則第9条第2項第1号において予定地とすることができる土地)

第23条 (略)

(規則第9条第2項第2号アの「町若しくは大字の区域」)

第24条 (略)

(規則第9条第2項第2号イの「相当期間居住していた者」)

第25条 (略)

(規則第9条第3項第1号の「勤務地に通勤が可能な区域」)

第26条 (略)

(規則第9条第3項第2号の「おおむね200平方メートル以上」等)

第28条 (略)

(規則第9条第3項第3号及び第4号の「自己用住宅」の要件)

第29条 (略)

(条例第6条第1項第3号の「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」)

第30条 (略)

(規則第10条第3項の「規則で定める要件」)

第31条 (略)

(規則第11条第3号イの「おおむね200平方メートル以上」等)

第32条 (略)

(規則第11条の「自己用住宅」の要件)

第33条 (略)

(条例第6条第1項第4号の「一戸建ての住宅」)

第34条 条例第6条第1項第4号に規定する「一戸建ての住宅」には、法第29条第1項第2号に該当する専用住宅、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による改正前の都市計画法(以下「旧法」という。)第43条第1項第6号ロの既存宅地の確認による専用住宅及び自己の業務の用に供する店舗等を併用する一戸建ての住宅を含むものとする。

(条例第6条第1項第5号の「自己用住宅」)

第35条 (略)

(条例第6条第1項第5号の「敷地の拡張を伴う場合」)

(規則第9条第3項第2号の「おおむね200平方メートル以上」等)

第27条 (略)

(規則第9条第3項第3号及び第4号の「自己用住宅」の要件)

第28条 (略)

(条例第6条第1項第3号の「自己用住宅を必要とするやむを得ない理由」)

第29条 (略)

(規則第10条第3項の「規則で定める要件」)

第30条 (略)

(規則第11条第3号イの「おおむね200平方メートル以上」等)

第31条 (略)

(規則第11条の「自己用住宅」の要件)

第32条 (略)

(条例第6条第1項第4号の「専用住宅」)

第33条 条例第6条第1項第4号に規定する「専用住宅」には、法第29条第1項第2号に該当する専用住宅及び都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による改正前の都市計画法(以下「旧法」という。)第43条第1項第6号ロの既存宅地の確認による専用住宅_____を含むものとする。

(条例第6条第1項第5号の「自己用住宅」)

第34条 (略)

(条例第6条第1項第5号の「敷地の拡張を伴う場合」)

第36条 (略)

(規則第12条第2号の「やむを得ないと認めるとき」)

第37条 (略)

(条例第6条第1項第6号の「道路の位置の指定を受けた区域」)

第38条 (略)

(規則第13条第1項の「おおむね50以上」)

第39条 (略)

(規則第13条第1項の「建築物」)

第40条 (略)

(規則第13条第2項第1号の「おおむね200平方メートル以上」)

第41条 (略)

(条例第6条第1項第7号に規定する開発行為の許可の判断)

第42条 (略)

(規則第14条第4号の「自己の居住の用に供する住宅」)

第43条 (略)

第35条 (略)

(規則第12条第2号の「やむを得ないと認めるとき」)

第36条 (略)

(条例第6条第1項第6号の「道路の位置の指定を受けた区域」)

第37条 (略)

(規則第13条第1項の「おおむね50以上」)

第38条 (略)

(規則第13条第1項の「建築物」)

第39条 (略)

(規則第13条第2項第1号の「おおむね200平方メートル以上」)

第40条 (略)

(条例第6条第1項第7号に規定する開発行為の許可の判断)

第41条 (略)

(規則第14条第4号の「自己の居住の用に供する住宅」)

第42条 (略)